

希少野生動植物種専門家科学委員会の設置について

1. 背景と目的

- 平成 25 年種の保存法改正時の衆議院附帯決議で「種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。」とされ、各種の指定や保全に関し具体の検討をすることが求められた。
- 改正種の保存法（平成 29 年に改正・平成 30 年 6 月施行）において、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の指定に係る政令の制定又は改廃にあたり、環境大臣は「中央環境審議会」ではなく「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」の意見を聴かなければならないとされた。
- これを踏まえ、科学的知見を尊重した国内希少野生動植物の指定を推進するため、専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会（以下、科学委員会）」を平成 30 年度に設置した。

平成 29 年度まで	⇒	平成 30 年度以降
中央環境審議会自然環境部会 野生生物小委員会【公開】	科学委員会に 変更	「野生生物の種に関し専門の 学識経験を有する者」の意見 を聴く場（科学委員会）【公開】

< 参考 平成 29 年改正法 施行通知 >

希少野生動植物種の指定等に関し専門の学識経験を有する者からの意見聴取

（法第四条第七項及び基本方針第二の 6）

法制定当時は、希少野生動植物種の指定に伴う行為規制及び当該規制の解除により、社会にどのような影響が生じるかが不透明であったことから、緊急指定種を除き、幅広い観点から議論がなされる中央環境審議会の意見を聴いた上で種の指定又は指定の解除を進めていくことが適切であると考えられていた。一方で、国内希少野生動植物種の新規指定の加速化とそれに伴う多様な分類群の指定が行われてきていることを踏まえ、より多様な分類群に関する科学的知見を有する者による常設の科学委員会において種指定等の検討を行う必要性が高まっていた。これを踏まえ、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の指定又はその指定の解除をする際には、中央環境審議会ではなく、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴くこととされた。

なお、これら学識経験者から希少野生動植物種の個体数回復の目標や必要な保存施策等についての意見があった場合にはその対応について検討するとともに、検討経緯等について、対象種の存続に支障を来す場合等を除き可能な範囲で公開することとする。

2. 科学委員会委員（平成 30 年度～）

- ・科学委員会委員については、法改正の趣旨を踏まえ、主要な分類群に関する科学的知見を有する有識者やその他希少種の保護施策についての知見を有する者から選定。

石井 信夫	（東京女子大学教授）	【専門：哺乳類】
石井 実	（大阪府立大学名誉教授/学長顧問）	【専門：昆虫類】
尾崎 清明	（山階鳥類研究所副所長）	【専門：鳥類】
角野 康郎	（神戸大学名誉教授）	【専門：維管束植物】
白山 義久	（海洋研究開発機構特任参事）	【専門：海洋無脊椎動物】
中静 透	（大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所特任教授）	【専門：森林生態学】
中村 太士	（北海道大学大学院農学研究院教授）	【専門：河川生態学】
成島 悦雄	（(公社) 日本動物園水族館協会専務理事）	【専門：域外保全】
吉田 正人	（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）	【専門：保全生態学】

※所属は平成 30 年 12 月当時のもの。

＜参考＞絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（抜粋）

第 4 条第 7 項

環境大臣は、第三項から前項まで（国内種、国際種、特定第一種、特定第二種）の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

＜参考 2＞希少野生動植物種保存基本方針（抜粋）

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

6 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。また、緊急指定種の指定に当たっても、これら学識経験者から意見を聴くよう努める。

なお、これら学識経験者から、希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保存施策についての意見があった場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。

種の選定に関する検討経緯等は、対象種の存続に支障を来す場合等を除き、可能な範囲で公開する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく 希少野生動植物種の選定に係る学識経験者からの意見聴取要領

第1 目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第7項及び法第6条第1項の規定による希少野生動植物種保存基本方針に基づき、環境大臣が、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の指定に係る政令の制定又は改廃に関する立案及びその他関連する事項について、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

第2 学識経験者の選定

環境大臣が、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の中から選定し委嘱する。

第3 意見聴取の手続について

国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定に係る環境大臣による学識経験者への意見聴取は、以下の手続により行うものとする。

1. 環境大臣は、環境省自然環境局長に、委嘱した学識経験者からの意見を聴取させる。
2. 環境省自然環境局長は、原則として、環境大臣から委嘱された学識経験者によって構成される「希少野生動植物種専門家科学委員会」（以下「委員会」という。）を開催し、意見の聴取を行う。ただし、緊急に国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第二種国内希少野生動植物種の選定が求められる場合など、委員会形式による意見聴取が難しい場合には、委員会によらない意見聴取の形式によることができるものとする。
3. 意見の聴取に際しては、関係する専門家から得た情報や知見を活用するとともに、必要に応じ、当該野生動植物の種の保全等に取り組む関係者又は利用者等の関係者から得た情報や知見を検討するものとする。
4. 環境省自然環境局長は、委員会（2のただし書きに該当する場合は当該意見聴取の形式）において集約された意見をもって、法第4条第7項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。

第4 委員会の運営

1. 座長

- （1）委員会に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- （2）座長は、会務を総理する。
- （3）座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2. 委員会の公開

委員会の議事は、原則公開とする。

3. 事務局

委員会の事務局は、環境省自然環境局が務める。

4. 雑則

前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。